第十条第一項第十号	一般送配電事業		配電事業
第十条第一項第十二号	様式第四の一 一般送配電事業遂行体制説明書		様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書
第十一条	法第十条第二項		法第二十七条の十二の十三において準用する法第十条第二項
第十一条第一項第九号	様式第四の一 一般送配電事業遂行体制説明書		様式第三十一の三の四の配電事業遂行体制説明書
第十三条	法第十三条第一項		法第二十七条の十二の十三において準用する法第十三条第一項
第十三条第一項第四号	一般送配電事業		配電事業
第十四条	法第十三条第一項		法第二十七条の十二の十三において準用する法第十三条第一項
第十六条	法第十四条第二項		法第二十七条の十二の十三において準用する法第十四条第二項
第三十五条	法第二十五条第二項		法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十五条第二項

第三十六条	第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条	第四十五条の二の二十六			
	第四十条第一項	第三項	法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十六条の三第一項
	第四十条の二第一項	法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十六条の三第一項		
	第四十条の二第四項	法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十六条の三第一項		
	第四十条の三第一項	法第二十六条の三第一項	法第二十七条の十二の十三において準用する法第二十六条の三第一項		

第四十五条の二の二十八　［略］

（供給地点の変更の届出）

第四十五条の三　法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の二十日前までに、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

第四十五条の二　［略］

（供給地点の変更の届出）

第四十五条の三　法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第三十一の五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］